

仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金は、公益性の高いまちづくり事業を自ら実施する町内会やボランティアを行うグループの取組に対して交付することにより、地域におけるコミュニティの充実及び地域内の連携活動を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす団体が実施する事業であること。

ア 活動拠点を町内に有している団体であること。

イ 町内に在住している16歳以上の者が5人以上その構成員となっている団体であること。

ウ 補助対象事業を確実に遂行することができると認められる団体であること。

エ 定款、規約又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は、行われることが見込まれる、自主的かつ積極的なまちづくり活動を推進する団体であること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす事業であること。

ア 自ら実施するまちづくりに関する事業であること。

イ 公益性の高い事業であること。

ウ 町内で行われる事業であること。

エ 活動に賛同する町民が参加することができる事業であること。

オ 町が実施する事業と重複しない事業であること。

カ 営利を目的とした事業でないこと。

キ 宗教的活動又は政治的活動、他の団体を補助する活動を目的とした事業でないこと。

ク 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業でないこと。

2 一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる事業は1事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費以外の経費とする。

(1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼及び補助対象事業に直接関係のない旅費

(2) 団体の経常的な活動に要する運営維持費

(3) 飲食に係る経費(事業で提供する食事の原材料費は含まない。)

(4) 景品や賞品に係る経費

(5) 備品購入費

(6) 家屋の取得、維持補修、改築等に係る経費

(7) 土地の取得、造成、補償に関する経費

(8) 物品販売に係る経費

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、町長が認定した補助対象経費に相当する額（その額が20万円を超える場合にあっては、20万円）とする。

2 町長は、第1項の規定にかかわらず、補助対象事業の決算において繰越金の額が、補助額を超えている場合は、必要に応じて補助額を減額することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。様式第1号）及び仁木町ふるさと

まちづくり協働事業計画書（以下「計画書」という。様式第2号）に団体名簿及び団体規約又は会則を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書等の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の決定をするときは、仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金交付決定通知簿（様式第4号）に必要事項を記入するものとする。

（補助金の一部交付）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）が、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けることで、より円滑に補助対象事業を実施することができることを認めるときは、補助金の交付予定額の2分の1を上限として、1回に限り補助金を交付することができる。

2 補助対象団体は、前項の規定による補助金の一部交付を受けようとするときは、仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金概算払申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 補助対象団体は、第6条に規定する書類の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、仁木町ふるさとまちづくり協働事業（内容変更・中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。なお、変更の場合は変更後の計画書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該変更等の承認の可否を決定し、当該変更等を承認したときはその旨（補助金の交付予定額に変更が生じる場合にあっては、当該変更後の補助金の交付予定額を含む。）を仁木町ふるさとまちづくり協働事業（内容変更・中止）承認通知書（様式第7号）により、当該変更を承認しなかったときはその旨を仁木町ふるさとまちづくり協働事業（内容変更・中止）不承認通知書（様式第8号）により当該補助対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象団体は、当該補助対象事業の完了後30日以内又は、翌年度の4月20日までのうち、いずれか早い日までに、仁木町ふるさとまちづくり協働事業実績報告書（様式第9号）に次に定める書類を添付して提出しなければならない。

（1）実施内容の詳細（事業報告書）

（2）実施状況を示す写真、資料

（3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認した上で補助金の額を確定し、その旨を仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第12条 町長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）事業の実施が困難になり、事業を中止したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助金を受けることについて不正の行為があったとき。

（4）その他法令等に違反するなど補助することが不適当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金返還命令通知書（様式第11号）により、期限を定めて、補助対象団体に返還を命ずるものとする。

（1）前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(2) 補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後もなお効力を有する。